

令和5年度 古紙等資源集団回収事業奨励金制度について

古紙や古布などを回収している登録団体に対し、回収量に応じて奨励金を交付する制度です。

※アルミ缶は奨励金の対象外です。

1 奨励対象団体

P T A、子ども会、自治会、高齢者クラブ、その他市長が認めた団体

2 対象品目

区 分	品 目
古 紙	●新聞紙 ●段ボール ●雑誌、雑がみ ●牛乳パック ●防水加工紙
古 布	●古着 ●タオルなど
靴・バッグ など	●靴類（革靴、体育館シューズ、スニーカー、サンダルなど） ●バッグ類（革製、布製、ナイロン製） ●ぬいぐるみ、革衣類、革手袋（作業用を除く）、ベルト <u>※靴などは左右バラバラにならないよう縛ってください。</u> <u>※必ず袋に入れ、古着と混合させないでください。</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">以下のものは回収できません。</div> ×長靴、ブーツ、布団、枕、クッション、カーテン、カーペット、ゴルフバッグ ×洗濯していない物、においがついている物、濡れているもの

3 奨励金額 対象品目の回収量×補助単価（4円/kg）（10円未満切り捨て）

4 古布、靴、バッグ、ぬいぐるみ等の取扱業者について

業者によっては取扱できない場合もありますので、各団体の契約業者と相談してください。

※ 従来は回収後海外でリサイクルされておりましたが、新型コロナの影響で、業者によるリサイクルがほとんどされていないようです。

5 奨励金交付までの流れ

(1) 実施前の手続き

「古紙等資源集団回収団体届出書」を提出してください。

(2) 実施後の手続き

- ・「古紙等資源集団回収事業奨励金交付申請書」と「請求書」を提出してください。
- ・交付申請書には、回収業者が発行した伝票（回収量、買取金額、買取単価の記載されたもの）のコピーを添付してください。
- ・交付申請書は、集団回収の実施の都度、提出する方法と、年間分をまとめて提出する方法がありますが、**令和5年度実施分申請期限は令和6年3月29日までとなります。期限を過ぎて提出された場合は、奨励金の対象になりません。**

(3) 書類の提出先

直接提出の場合は、**市役所廃棄物対策課**または支所市民サービス課市民サービス係へお届けください。

郵送の場合は、下記へ送付してください。

〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1 袋井市役所廃棄物対策課 宛

(4) 奨励金のお支払い

ご提出いただいた交付申請書に基づき、市から交付金額と振込日を記載した「交付決定通知書」を代表者の方に送付いたします。

お支払いの日程は下記のとおりです。

区分	申請書を提出された時期	奨励金振込日
第1期	4月～6月末 ※前年度実施分は対象外です。	7月31日（月）
第2期	7月～9月末	10月31日（火）
第3期	10月～12月末	1月31日（水）
第4期	1月～2月末	3月中旬頃
第5期	3月1日～ 3月29日（金）まで	4月中旬頃